

保護者・地域のみなさまへのお知らせ

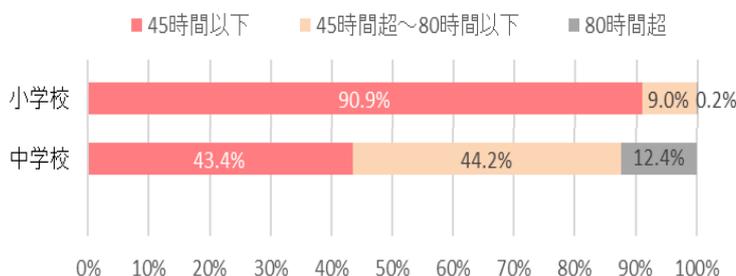
「高槻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」
(令和8年4月1日施行)を策定しました。

1 教員を取り巻く環境

近年、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、社会における学校の役割は増大する傾向にあります。本市においては、これまでの取組により教員の時間外在校等時間は減少したものの、依然として長時間勤務が多い状況にあります。

本市教員の時間外在校等時間の分布

年間時間外在校等時間の割合(令和6年4月～令和7年3月)



「月45時間以下」の割合が、
小学校で90.9%、中学校で43.4%

一方、「月80時間」を超えている教員も存在し、
中学校では半数以上が
「月45時間」を超えています。



このような中、令和7年6月に『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)』等が改正され、学校における働き方改革がより一層進められることとなりました。この法律に基づいて、高槻市教育委員会では、令和8年3月に「高槻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。

高槻市がめざすもの



「子どもたちのよりよい教育を実現」することを目的に、
本計画に基づいて、教員が学習指導・生徒指導に注力でき、
心身ともに健康に働く環境を整備するための取組を進めます。

2 教育委員会・学校の取組

学校における働き方改革を進めるための仕組みづくり

段階的な部活動の地域展開の推進

教員業務支援員等を配置して教員の負担軽減を促進

学校では対応が困難な事案への支援体制の整備

教育DXの推進等による事務作業の軽減や業務の効率化

など

教員が心身ともに健康で学び続け、専門職としての使命感と誇りをもって教育に携わることができるよう、業務量の適切な管理と健康確保を図ります。

3 ご協力いただきたいこと

- ◆学校運営協議会で「学校の働き方改革」について議題とすることなどを通して、**学校・保護者・地域が連携し、取組の推進にご協力**をお願いします。
- ◆登下校や休み時間の見守りや、学校教育活動サポーターの活動に参加いただくなど、**教員以外が担うべき業務の役割分担**や、**教員の業務の負担軽減**にご協力ください。
- ◆学校が進める**学校行事や業務の見直しなどの取組**についてご理解ください。
- ◆保護者や地域の方との面談や相談等は、緊急の場合を除き、**教員の勤務時間内(原則、8時30分から17時)**に行うなど、**時間や対応する教員へのご配慮**をお願いします。



学校・行政・家庭・地域は、子どもを育てるパートナーです。

いま、学校に寄せられているご意見やご要望の中には、学校だけでは解決できない課題もたくさんあります。

学校・行政・家庭・地域が、それぞれが役割を果たしながら連携・協力して、課題解決に取り組んでいくことが必要です。

保護者や地域のみなさまにおかれましては、引き続き、「子どもたちのよりよい教育の実現」に向けて、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

